

酒田市・庄内町・遊佐町に
お住まいの方

＜家賃補助＞

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（家賃補助）のご案内～

（庄内町・遊佐町にお住まいの方のお問い合わせ先）

生活自立支援センターさかた

酒田市新橋2丁目1番地の19

（酒田市地域福祉センター内）

TEL: 0234-25-0350

FAX: 0234-24-6299

メール: jiritsu@sakata-shakyo.or.jp

（窓口・電話は平日8:30～17:15）

山形県庄内総合支庁地域保健福祉課

酒田市健康福祉部地域福祉課

令和7年8月版

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止（以下「離職等」）又は個人の責任・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、生活自立支援センター（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯	2人世帯	3人～5人世帯
35,000円	42,000円	46,000円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当（A、Bについてはいずれかに該当）する方が対象となります。

①基本要件

A) 離職等又はB) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある

②離職期間等要件

A) 申請日において、離職等の日から2年以内である（疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該日数を加算。上限は4年）

B) 申請日の属する月において、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある

③生計維持要件

A) 離職等の日において、主たる生計維持者であった（離職時には主たる生計維持者ではなかったが、離婚等により申請時には主たる生計維持者となった場合も含む）

B) 申請日の属する月において、主たる生計維持者である

④収入要件

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額	収入基準額	収入基準額（上限額）
1人	7.9 万円	+ 家賃額（ただし地域ごとに設定された住宅扶助基準額が上限）	11.4 万円
2人	11.7 万円		15.9 万円
3人	14.5 万円		19.1 万円
4人	18.0 万円		22.6 万円
5人	21.5 万円		26.1 万円

⑤資産要件

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	47.4 万円
2人	70.2 万円
3人	87.0 万円
4人以上	100 万円

⑥求職活動等要件

ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動又は自立に向けた活動を行う

⑦類似給付の受給に関する調整規定

自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない

⑧その他

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

住居確保給付金の支給額

世帯収入額が基準額（上の表）以下の方

… 住居確保給付金支給額 = 家賃額※

世帯収入額が基準額（上の表）を超える方

… 住居確保給付金支給額 = 基準額 + 家賃額※ - 世帯収入額

（※）賃貸借契約書に記載された実際の家賃額

ただし以下の住宅扶助基準額が上限

単身世帯：35 千円、2人世帯：42 千円、3人以上世帯：46 千円…

住居の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等の「初期費用」が必要となります。「初期費用」の支払いが困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯 / 月20万円以内（単身 / 月15万円以内）
原則3ヶ月、最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書類
 - ・生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1－1）
 - ・住居確保給付金申請時確認書（様式1－1A）
（ハローワークで求職活動を行う申請者は、ハローワークから付与された求職番号を確認書に記載）
- ② 本人確認書類（次のいずれか。ただし顔写真のない書類の場合は2つ以上）
〔運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本 等〕
- ③ 離職等関係書類
 - ・離職等から2年以内であること、又はやむを得ない休業等により離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し
〔離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類〕
- ④ 収入関係書類
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
〔給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受給している場合は支給通知書、その他各種福祉手帳〕
- ⑤ 金融資産関係書類
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を生活自立支援センター（p1記載）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が交付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、生活自立支援センターに提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みが可能です。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、当該契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付き契約としている不動産業者等もあると考えられますので、ご注意ください。
- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を生活自立支援センターに提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を生活自立支援センターに提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、生活自立支援センターに提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出して、総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- 支給期間中は、ハローワークの利用、生活自立支援センターの支援員の助言、その他様々な方法により常用就職を目指した求職活動を行ってください。
- 少なくとも毎月2回、「職業相談確認票」を持参し、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入を受けます。
- また、毎月4回以上、生活自立支援センターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により報告してください。
- 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、生活自立支援センターに報告してください。

- さらに、生活自立支援センターで支援プランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活自立支援センターに提出してください。
- 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、生活自立支援センターに毎月提出してください。

休業等による収入減少の場合は収入額の報告が必要です

- やむを得ない休業等により離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある場合は、収入額を確認することができる書類を、生活自立支援センターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、生活自立支援センターへお越し下さい。

支給の中断・再開が可能です

- 住居確保給付金受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことができなかった場合、本人からの申請により支給を中断します。
- 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により支給を再開します。
(ただし通算支給期間は中断前の支給期間も含め最長9か月)

支給額を変更できる場合があります

- 以下の場合には、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合 等

※生活自立支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったこと又は収入が下がったことを証明できる書類をお持ちのうえ、生活自立支援センターへ起こしてください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ① 毎月2回以上のハローワークでの就業相談、毎月4回以上の生活自立支援センターの支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接などの求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ② 生活自立支援センターが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ③ 受給中に常用就職又は収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ④ 住宅を退去した方（大家からの要請の場合、生活自立支援センターの指示による場合を除く）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止します。
- ⑦ 支給決定後、受給者又は受給者との世帯に属する方が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止します。
- ⑧ 生活保護費を受給した場合は、福祉事務所と調整のうえ支給を中止します。
- ⑨ 支給決定後、受給者の疾病又は負傷のため支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止します。
- ⑩ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
- ⑪ 上記のほか、受給者がお亡くなりになるなど、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止します。

※支給を中止する場合には「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- 住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合での解雇や会社の倒産等により収入が減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件（p2～p3）に該当する場合は、再支給を受けることができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。